

○那須町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則

(昭和 51 年 10 月 1 日規則第 5 号)

改正昭和 53 年 4 月 1 日規則第 5 号 昭和 56 年 12 月 22 日規則第 21 号

昭和 57 年 9 月 17 日規則第 22 号 昭和 58 年 1 月 28 日規則第 3 号

昭和 59 年 12 月 27 日規則第 16 号 昭和 61 年 9 月 22 日規則第 21 号

平成 6 年 6 月 14 日規則第 13 号 平成 8 年 6 月 20 日規則第 9 号

平成 9 年 10 月 31 日規則第 29 号 平成 15 年 3 月 27 日規則第 15 号

平成 18 年 3 月 15 日規則第 5 号 平成 19 年 3 月 5 日規則第 6 号

平成 19 年 9 月 27 日規則第 46 号 平成 20 年 3 月 24 日規則第 10 号

平成 23 年 4 月 1 日規則第 15 号 平成 24 年 10 月 1 日規則第 23 号

平成 26 年 3 月 3 日規則第 4 号 平成 30 年 11 月 1 日規則第 38 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、那須町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例(昭和 51 年条例第 23 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第 2 条第 1 項の規則で定める者)

第 2 条 条例第 2 条第 1 項の規則で定める者は、次に掲げる者をいう。

- (1) 配偶者が別表に定める程度の精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている者
- (2) 配偶者が法令により引き続き 1 年以上拘禁されているためその扶養を受けることができない者
- (3) 婚姻によらないで父、又は母となった者であって、現に婚姻をしていない者
- (4) 配偶者の生死が明らかでない者
- (5) 配偶者から引き続き 1 年以上遺棄されている者
- (6) 配偶者が、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成 13 年法律 31 号)第 10 条第 1 項の規定による命令を受けた者

(受給資格者証の交付申請)

第 3 条 条例第 2 条の規定による受給資格者証の交付を受けようとする者は、様式第 1 号による申請書に次の書類を添付し、町長に申請しなければならない。

- (1) 児童扶養手当法(昭和 36 年法律第 238 号)第 3 条第 2 項各号に掲げる公的年金各法による遺族年金等の公的年金又は同法による児童扶養手当の支給を受けている者は、年金証書(写)又は手当証書(写)

(2) 前号に定める公的年金又は児童扶養手当の未受給者にあつては、次のアからキまでに掲げる書類

ア 戸籍の謄本又は抄本

イ 世帯全員の住民票

ウ 受給資格者が父又は母の場合は、その監護する児童の父又は母から当該児童についての扶養義務を履行するための費用として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得(以下「養育費」という。)に関する申告書

エ 前条第1号に規定する者にあつては、医師の診断書

オ 前条第2号に規定する者にあつては、刑務所、拘置所等その事実を証明する官公署の書類

カ 前条第3号から第5号までに規定する者及び父母のない児童を扶養する者にあつては、民生委員の証明書

キ 前条第6号に規定する者にあつては、その事実を明らかにする書類

(3) 受給資格者、扶養義務者又は受給資格者の配偶者がその年(1月から10月までの間に申請する場合においては、前年)の1月1日において町内に住所を有しなかったときは、その者の1月1日現在の住所地の市町村長の前年(1月から10月までの間に申請する場合においては、前前年)の所得額の証明書
(受給資格者証の交付)

第4条 町長は、前条の規定により申請した者が、条例第3条に該当し、かつ、条例第4条に該当しないときは、当該申請者に様式第2号の受給資格者証を交付するものとする。

(受給資格者証の有効期限)

第5条 受給資格者証の有効期限は、申請日の属する月の初日(更新においては1月1日)から翌年10月31日(1月1日から10月31日までの間に受給資格者証の交付を受けた場合においては、当年10月31日)までとする。ただし、住民基本台帳法第22条に規定する転入をした日(以下「転入日」という。)の属する月中に申請した者若しくは県内他市町村で受給資格者証の交付を受けていた者で、転入日の属する月の翌月であつても転入日から起算して15日以内に申請した者については当該転入日から、助成要件に該当した日の属する月中に申請した者については助成要件に該当した日から適用する。なお、転入日及び助成要件に該当した日が申請日の属する月と同じ月中に属する場合は、いずれか後の日から適用する。

2 条例第3条の規定による助成対象者である者が、月の途中で受給資格を喪失した場合の有効期限は、その事実発生の日までとする。

(受給資格者証の更新等)

第6条 受給資格者証の交付を受けている受給資格者は、毎年8月1日から同月31日までの間に、様式第3号の更新申請書を提出しなければならない。

2 町長は前項の規定により申請した者が、条例第4条の規定に該当しないときは、当該申請者に様式第2号の受給資格者証を交付するものとする。

3 受給資格者証を破損し、又は亡失したときは、様式第4号による再交付申請書を町長に提出し、再交付を受けなければならない。

(受給資格者証の提示)

第7条 助成対象者が医療を受けるときは、医療機関等に受給資格者証を提示するものとする。

(助成の申請)

第8条 条例第5条に規定する助成を受けようとするときは、様式第5号による申請書を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請方法は、郵便、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便又は町の窓口に持参のいずれかによるものとする。

(助成の決定)

第9条 町長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、当該申請に係る助成の額を決定して助成するものとする。

(届出事項)

第10条 受給資格者は、助成対象者が次の各号に掲げる事項に該当する場合には、様式第6号による変更届に受給資格者証を添えて、町長に届け出なければならない。

(1) 助成対象者が出生若しくは死亡したとき。

(2) 助成対象者が、町の区域外に転出したとき。

(3) 助成対象者が、受給資格者の扶養又は養育を受けなくなったとき。

(4) 助成対象者が、医療保険各法の被保険者又は被扶養者でなくなったとき、若しくは適用を受けるべき医療保険各法を異にしたとき。

(5) 助成対象者の氏名又は住所等受給資格者証記載事項に変更があったとき。

(6) 助成対象児童が満18歳に達する日以後の最初の3月31日が経過したとき。

(受給資格者証の返還)

第11条 助成対象者の全ての者が助成を受ける資格を喪失したときは、速やかに受給資格者証を町長に返還しなければならない。

附 則

この規則は、昭和51年10月1日から施行する。

附 則(昭和 53 年 4 月 1 日規則第 5 号)

この規則は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 56 年 12 月 22 日規則第 21 号)

この規則は、昭和 57 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 57 年 9 月 17 日規則第 22 号)

この規則は、昭和 57 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 58 年 1 月 28 日規則第 3 号)

この規則は、昭和 58 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 59 年 12 月 27 日規則第 16 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 61 年 9 月 22 日規則第 21 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 61 年 8 月 1 日から適用する。

附 則(平成 6 年 6 月 14 日規則第 13 号)

この規則は、公布の日から施行し、平成 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 8 年 6 月 20 日規則第 9 号)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。

2 この規則施行の際現にこの規則による改正前の規定により交付してある受給資格者証は、当該受給資格者証の有効期限が満了するまでの間は、この規則による改正後の相当規定により交付したものとみなす。

附 則(平成 9 年 10 月 31 日規則第 29 号)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 8 条の改正規定は、平成 9 年 11 月 1 日から施行する。

2 この規則(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の那須町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成 9 年 9 月 1 日から適用する。

附 則(平成 15 年 3 月 27 日規則第 15 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第2条第2号、同条第5号、第3条第2号、同条第3号、第5条第1項、同条第2項、様式第1号及び第3号の裏面の規定は、平成14年8月1日から適用し、改正後の様式第5号の規定は、平成14年10月1日から適用する。

附 則(平成18年3月15日規則第5号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月5日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年9月27日規則第46号)

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成20年3月24日規則第10号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年4月1日規則第15号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年10月1日規則第23号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の那須町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則の規定は平成24年8月1日から適用する。

附 則(平成26年3月3日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、平成26年1月3日から適用する。

附 則(平成30年11月1日規則第38号)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、平成30年10月1日から適用する。

2 この規則の施行の際、現に交付を受けた場合におけるひとり親受給資格者証は、この規則による改正後の相当規定により交付したものとみなす。

別表(第2条関係)

1 両眼の視力の和が0.04以下のもの

2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの

- 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 4 両上肢のすべての指を欠くもの
- 5 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- 6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 7 両下肢を足関節以上で欠くもの
- 8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- 9 前各号に掲げるものの外、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
- 1 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの
- 1 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するものであって、当該障害の原因となった傷病につき初めて医師の診療を受けた日から起算して1年6月を経過しているもの

(備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。